

都立学校における自転車通学時のヘルメットの着用について

1 経過

- **自転車安全利用五則** 平成19年7月中央交通安全対策会議交通対策本部決定 令和4年11月改正

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 **ヘルメットを着用**

- **令和2年4月「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の一部改正の施行**

【目 的】 自転車の利用に関し、都、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進する。

【第15条】 父母その他の**保護者は**、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、
(中略) **乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。**

- **令和5年4月「道路交通法」の一部を改正する法律の施行**

【第63条の11】 **自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。**

2 都立学校における現状

- **都立高校生の約45%（約5万5千人）が自転車通学**
- **都立高校生の自転車事故が増加傾向**

3 都立学校におけるこれまでの取組

全ての学校における取組

- 警察と連携した交通安全教室の実施

【例】

- ・ スケアード・ストレイト方式（事故の状況を再現した模擬演技）
- ・ 自転車シミュレータ等
- 東京都が作成した**ヘルメット着用推進動画**を活用した指導

ヘルメット着用推進強化期間

自転車安全運転推進校等の取組



野津田高校

生徒会による啓発活動



篠崎高校

部活動の生徒による
率先した取組



蒲田高校

模範的な生徒の表彰

令和5年10月から令和6年3月まで

4 令和6年度に向けて

東京都教育委員会の方針

**令和6年度から、全ての都立学校において、
自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求める。**

各学校の対応

**生徒の自転車通学に関する許可や届出において、
登下校時の「乗車用ヘルメットの着用」を条件又は 必須項目に加える。**



篠崎高校

自転車乗車用ヘルメット購入助成事業の実施状況については、
お住いの区市町村にお問合せください。

SGマークは、一般財団法人製品安全協会が安全基準に
適合することを認証するマークです。



都教育委員会から生徒・保護者向け
ビデオメッセージを発信

生徒・保護者の皆様へ

命を守るため
全ての都立学校では
自転車で通学する場合、
ヘルメットの着用が必要です。

令和5年4月から道路交通法の改正により、自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務となりました。

東京都教育委員会からの
メッセージをチェック！ ▶▶▶



自転車乗車用ヘルメット購入助成事業の
実施状況については、お住いの区市町村にお
問合せください。

※区市町村向け自転車乗車用
ヘルメット購入補助事業

